

## 学校法人岩崎学園情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 入学前の既修得単位の認定にかかる博士前期課程学費減免に関する内規

(趣旨)

**第1条** この内規は、情報セキュリティ大学院大学学則(以下「学則」という。)第22条第3項、同第40条の2および同第48条に基づき、学費の減免について必要な事項を定める。

(減免の対象)

**第2条** この内規において学費の減免の対象となるのは、本学において科目等履修生として単位を修得した者で、本学博士前期課程に入学後(以下「正規入学後」という。)、当該修得単位を博士前期課程の修了に必要な単位数として算入することを認められたものとする。

(減免の範囲)

**第3条** 前条により正規入学後に学費の減免を受けることのできる範囲は、科目等履修生として納入した履修料のうち、博士前期課程修了に必要な単位数として算入することを認められた単位相当分とする。

(減免の時期)

**第4条** 前条および第2条による学費の減免は、標準修業年限を2年とするプログラムにおいては2年次後学期の学費を、標準修業年限を1年とするプログラムにおいては1年次後学期の学費を徴収する際に、それぞれ行うものとする。

(雑則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。